

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年12月10日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク

### (2) 代表者の氏名

木下 知己

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区中堂寺南町134番地 (財)京都高度技術研究所内

### (4) 定款に記載された目的

この法人は,全国の教育研究機関に対して,化学物質管理担当者の情報交換,連絡のため組織の設立,化学物質の総合的管理を容易にする共同利用化学物質マスターデータベースシステムの設置,運営,および化学物質管理方法の指導,助言等を行うことにより,教育研究機関における化学物質の総合的な安全適正管理の促進を目的とする。さらに,化学物質製造・販売企業や化学物質を取り扱う非常に多くの団体や企業に対して,化学物質の総合的管理の指導,助言等を行うことにより,広く社会に対して,環境,安全,衛生における化学物質管理の重要性を啓発することを目指している。

## 2 申請年月日

平成24年11月30日

(文化市民局地域自治推進室)